

## 精神疾患等ごとの県連携拠点医療機関の選定について

患者の状況に応じた質の高い精神科医療を提供できるよう、県では、県内における医療連携体制の構築を進めています。

このたび、その中心的役割を担う医療機関を「県連携拠点医療機関」として選定しましたのでお知らせします。

県では、県連携拠点医療機関とともに、引き続き、専門人材育成や多職種・多施設連携の強化などの取組を進めてまいります。

### 1 選定医療機関

疾患等	医療機関の名称	開設者	選定日
災害精神医療	群馬県立精神医療センター	群馬県	令和6年4月1日
認知症	群馬大学医学部附属病院	国立大学法人群馬大学	令和6年4月1日
精神科救急	群馬県立精神医療センター	群馬県	令和6年4月1日
医療観察法における対象者への医療	群馬県立精神医療センター	群馬県	令和6年4月1日
高次脳機能障害	上毛病院	医療法人中沢会	令和6年4月1日

※これまで3疾患等を選定済み（依存症（アルコール健康障害）、依存症（薬物依存症）、てんかん）

### 2 求められる主な機能

①専門性の高い医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の医療機関からの個別相談への対応、困難事例の受入れ</li> <li>・複数の医療専門職によるチーム医療の提供</li> <li>・様々な機関と連携し、患者が地域で生活できるよう支援</li> </ul>
②人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者等の専門職に対する研修の実施</li> </ul>
③普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾患や治療等に対する正しい知識の積極的な情報発信</li> </ul>

### 3 参考（選定の趣旨）

- 厚生労働省の指針により、精神疾患等の医療連携体制の構築が求められています。
- 県では、群馬県保健医療計画に基づき、疾患等ごとに、県内の医療連携の中心的役割を担う県連携拠点医療機関を選定し、専門職の人材育成、多職種・多施設連携の強化を進めています。